

消防機器早わかり講座

発信機

規格省令 [火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令](#)（昭和 56 年 6 月 20 日自治省令第 17 号）

設置基準 （自動火災報知設備・消防機関に通報する火災報知設備）
[消防法施行令](#)第 21 条、第 23 条



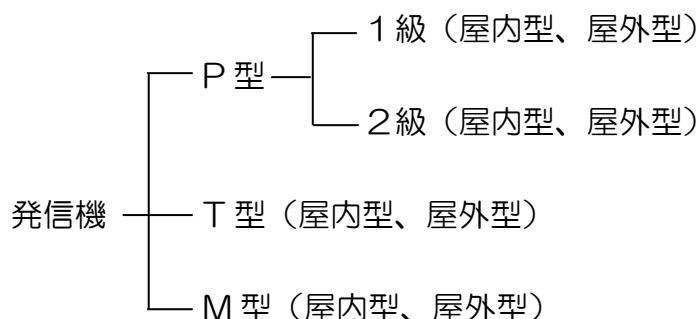
発信機

<発信機とは>

発信機は、防火対象物の通路の壁面等、比較的人の目につきやすい場所に設置されている赤い色をしたものであって、火災が発生したとき、その火災を発見した近隣の人が発信機の押しボタンを手動で押すことにより、受信機に火災信号が自動的に送られ、当該受信機の主音響装置、表示灯等が作動し、当該防火対象物の関係者に火災の発生を知らせるものです。

1 種類

発信機は、次のように分類されます。



(1) P 型発信機

P 型発信機は、各発信機に共通又は固有の火災信号を受信機に手動により発信するもので、発信と同時に通話することができないものです。

その構造等は、発信機の前面に設けられた保護板を押し割り又は押し外して押しボタンスイッチを押すことにより、火災信号を有線又は無線により P 型受信機、R 型受信機等に発信し、火災の発生を防火対象物の関係者に報知する構造のものです。

機能の違いにより 1 級及び 2 級に区分されるほか、設置の形態に応じ、屋内での設置に適した屋内型と屋外での設置に適した屋外型があります。

ア P 型 1 級発信機

押しボタンを押すことによって火災信号を発信するもので、受信機との通話用電話ジャック及び信号受報表示ランプを備えており、通常、R 型受信機又は P 型 1 級受

信機に接続します。

イ P型2級発信機

押しボタンを押すことによって火災信号を発信するもので、受信機との通話用電話ジャック及び受報表示灯を備えておらず、通常、P型2級受信機に接続します。

(2) T型発信機

T型発信機は、各発信機に共通又は固有の火災信号を受信機に手動により発信するもので、発信と同時に通話することができるものです。

その構造等は、発信機に設けられた送受話器を外すことにより、火災信号をP型受信機、R型受信機等に自動的に発信し、火災の発生を防火対象物の関係者に報知する構造のものです。

設置の形態に応じ、屋内での設置に適した屋内型と屋外での設置に適した屋外型があります。

(3) M型発信機

M型発信機は、各発信機に固有の火災信号を受信機に手動により発信するものです。

その構造等は、発信機の前面に設けられた保護板を押し割り又は押し外すして押しボタンスイッチを押すことにより、自動的に火災信号をM型受信機に発信し、消防機関に火災の発生を報知するものです。

設置の形態に応じ、屋内での設置に適した屋内型と屋外での設置に適した屋外型があります。

現在、設置・使用されていません。

部番	名称	部番	名称
①	カバー	④	押ボタン
②	表示板	⑤	電話ジャック蓋
③	保護板	⑥	電話ジャック

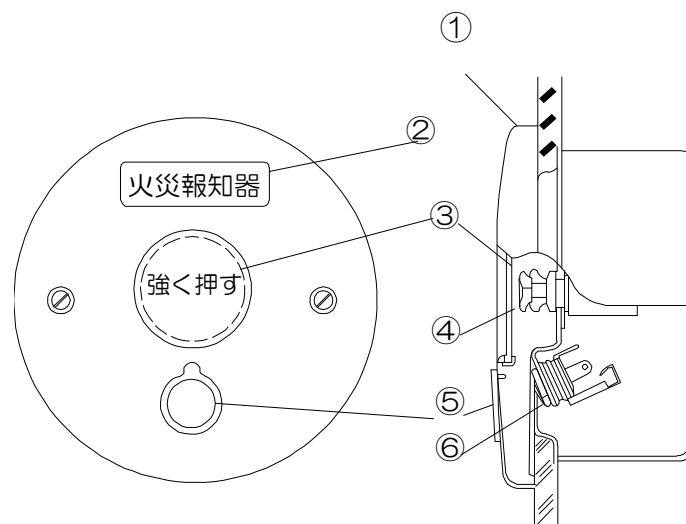


図 P型1級発信機の外観

(4) 無線式発信機

無線式発信機は、発信機であって、火災信号を無線によって発信するものとされています。

また、空中線は、外部に露出しない構造のものとされています。

認証区分 **検 定**

根拠条文 [消防法](#)第 21 条の 2

制度の概要 日本消防検定協会又は登録検定機関が規格省令に適合することを試験し、総務大臣が型式承認を行い、日本消防検定協会又は登録検定機関が検査し、合格の表示を付します。合格表示が付されたものでなければ、販売や陳列、工事使用等が禁止（法的拘束力あり）されています。

<表示>

○ 型式番号

日本消防検定協会の型式試験において、製品の形状、構造、材質、成分及び性能が、基準に適合し、かつ、総務大臣の型式承認を受けたものに付けられた番号です。『発第〇〇～〇〇号』という形式で表記されます。

○ 型式適合検定合格の表示

日本消防検定協会の型式適合検定に合格した製品には、右図のような型式適合検定合格の証票により表示されます。



型式適合検定合格の証票
(大きさ:外径 10mm)